

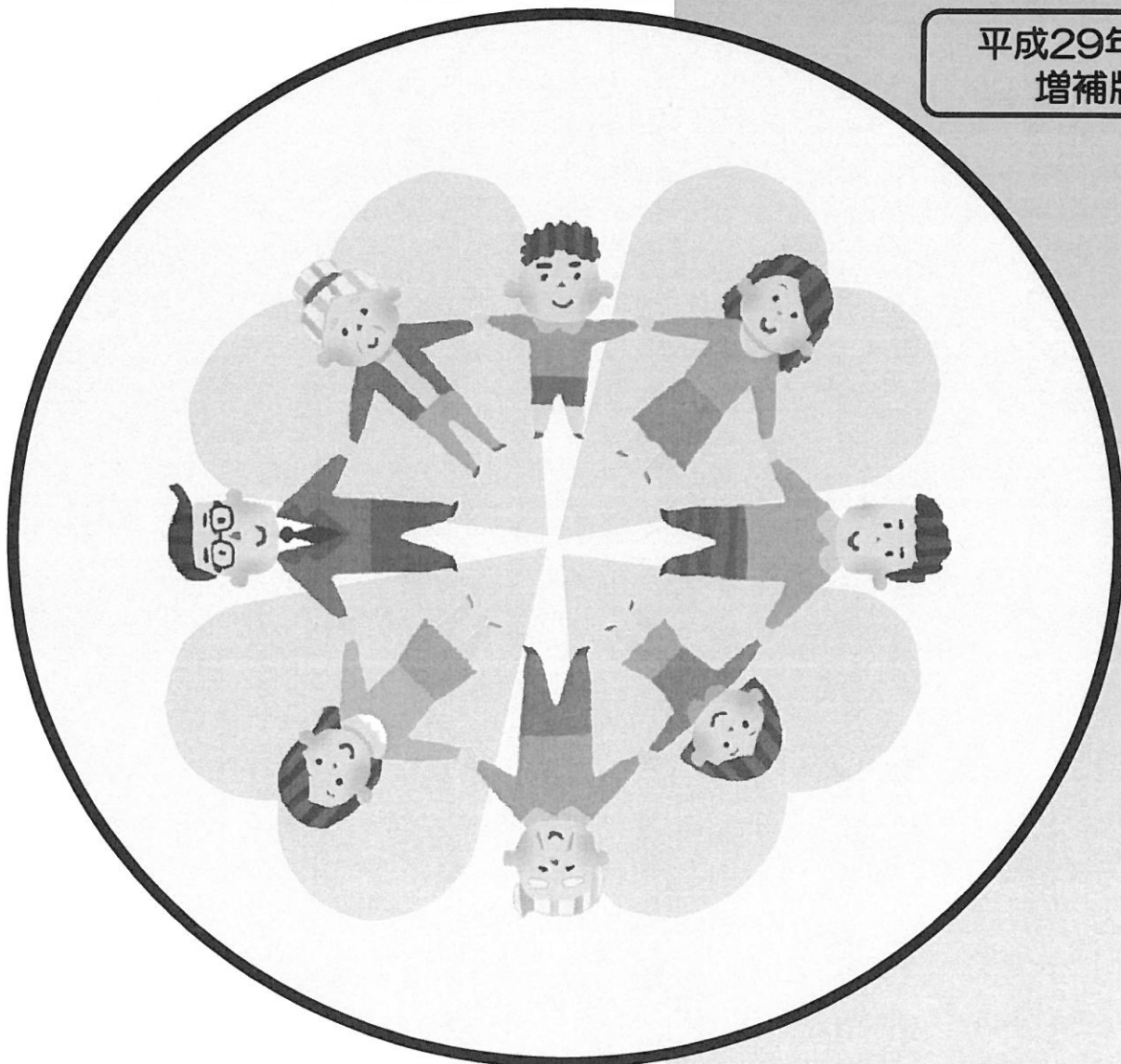
保存版

八王子市

町会・自治会運営ハンドブック

明るく住みよいまちづくりを目指して
～役員の皆様の負担が軽くなりますように～

平成29年1月
増補版



八王子市町会自治会連合会

決算報告書《一般会計》（例）

決算報告書

平成○▲年度

＜一般会計＞

収入の部

前事業年度末の資金残高（現金残高+預金残高）を「前年度繰越金」欄に記載します。

20○年 4月 1日～20○年 3月 31日

※差額欄の△は、予算比減少(単位:円)

補助金は種類別に必ず分けて計上します。

科目	摘要	予算額(A)	決算額(B)	(B)-(A)
前年度繰越金		300,000	300,000	0
会費	300円×12カ月×○世帯	1,800,000	1,900,000	100,000
補助金		255,000	255,000	0
	町会等事務交付金（○世帯×250円）+10000円	135,000	135,000	0
	八王子市公衆街路灯維持管理事業補助金	120,000	120,000	0
寄付金	祭礼時祝儀	0	25,000	25,000
	合計	2,355,000	2,480,000	125,000

支出の部

科目	摘要	予算額(A)	決算額(B)	(B)-(A)
事業費		1,234,000	1,234,000	0
体育部費	スポーツ大会	214,000	199,655	△ 14,345
文化部費		250,000	264,345	14,345
環境衛生部費	公園・道路清掃	300,000	274,655	△ 25,345
防犯交通部費	AED購入、防災訓練	120,000	119,235	△ 765
福祉部費	いきいきサロン、敬老会	150,000	150,000	0
広報部費	会報誌	80,000	80,765	765
婦人部費	フリーマーケット	120,000	145,345	25,345
管理費		855,000	854,673	327
消耗品費	文具、電池、コピー、写真代等	30,000	29,786	△ 214
通信費	郵送費	190,000	205,327	15,327
旅費	公共交通機関	125,000	124,346	△ 654
会議費	会場借上げ、総会・役員会お茶代	50,000	50,000	0
慶弔費	香典○円×○件	260,000	260,000	0
施設管理費	光熱費、水道管修理	150,000	150,214	214
備品購入費	デジタルカメラ	50,000	35,000	△ 15,000
積立金	集会施設積立金特別会計に繰入	200,000	200,000	0
次年度繰越金		0	191,327	191,327
	合計	2,289,000	2,480,000	116,000

【ポイント】

・お金（特に補助金）の流れは、何についていくら収入があり、いくら支出したのか追うことができるよう整理しておきます。

（例）公衆街路灯維持管理費
 ・収入 120,000
 ・支出 110,000
 5,000
 残額 5,000
 （単位：円）

ここでは、事業部ごとに分類したうえで、摘要にさらに詳しい事業の内容と経費を示しました。
 摘要については、事業報告と対応するように記載し、併せて確認できるようにしましょう。
 さらに別添として、経費の性質ごとに分類したものをつけるとより活動内容が具体的に、分かりやすい報告書と言えるでしょう。

今事業年度末の資金残高を「次年度繰越金」に転記します。
 【今年度の収入の合計 - 支出の合計】

平成○年 4月 15日

会長 ○村 ○

会計 △山 △子

平成○年度分の一般会計について監査を行いました結果、会計の収支は適正であり、且つ会計報告は適正に表示されていることを認めます。

この例では、収支計算書の最後に「監査報告」をまとめています。別紙にする場合もあります。

平成○年 4月 20日

監事 ○本 ○代

監事 △野 △朗

決算報告書《特別会計》（例）

特別会計決算報告書

平成○▲年度

20○年 4月 1日～20○年 3月 31日

【公衆街路灯管理費】

＜収入の部＞

(単位: 円)

科目	摘要	予算額	決算額	比較増減
街路灯補助金	公衆街路灯維持管理事業補助金	120,000	120,000	0
街路灯積立金	平成●●年度積立金	100,000	50,000	△50,000
預金利息		50	23	△27
	合 計	220,050	170,023	△50,077

＜支出の部＞

(単位: 円)

科目	摘要	予算額	決算額	比較増減
街路灯管理費		23,000	22,123	△877
街路灯電気代		115,000	115,327	327
	合 計	138,000	137,450	550

【自治会館修理改修費】

＜収入の部＞

(単位: 円)

科目	摘要	予算額	決算額	比較増減
会館使用料	300円×150回	54,000	45,000	△9,000
会館積立金	一般会計からの繰入れ	200,000	200,000	0
預金利息		100	50	
	合 計	254,100	245,050	△9,000

＜支出の部＞

(単位: 円)

科目	摘要	予算額	決算額	比較増減
設 備 費		150,000	75,000	△75,000
	合 計	150,000	75,000	△80,000

平成○年 4月 15日

会長 ○村 ○一 ○村

会計 △山 △子 △山

平成○年度分の特別会計について監査を行いました結果、会計の収支は適正であり、且つ会計報告は適正に表示されていることを認めます。

平成○年 4月 20日

監事 ○本 ○代 ○本

監事 △野 △朗 △野

【ポイント】

- ・会館の建設等、多額の経費を必要とするものは、特別会計を設けます。特別会計を設けた場合は、特別会計の予算書や決算書についても総会で審議し、承認を得ることが必要です。
- ・特別会計には、公衆街路灯管理費、自治会館修理改修積立、災害時等緊急資金、自治会館運営費、お祭り運営費などがあります。

介護サービス事業所の 運営推進会議等について

高齢者いきいき課（市役所1階）
TEL：620-7452

○運営推進会議、介護・医療連携推進会議とは

介護サービス事業のうち、地域住民のみが利用できる「地域密着型サービス」においては、サービスの質の向上や運営の透明性確保のため、利用者やその家族、地域住民代表者、市職員又は高齢者あんしん相談センター職員により構成される運営推進会議（一部のサービスでは介護・医療連携推進会議と呼ばれる）を定期的に参加することが義務付けられています。この会議では事業所がサービスの提供状況を報告し、それに対し出席者から意見や要望を述べることで地域に開かれた介護サービスの実現を図ります。

○構成員について

運営推進会議等の構成員のうち、地域住民代表者については、町会・自治会の役員や、民生・児童委員、シニアクラブ等の関係者が想定されています。

町会・自治会役員の皆様については、介護サービス事業所から会議委員への就任依頼や出席依頼などが寄せられることがあると思われるので、その折は何卒ご協力をお願い致します。

○会議の開催状況

対象事業所は平成28年12月1日現在で市内に156事業所あり、これら全体で年間470回の会議が開催されます。

サービス名	内容	事業所数	開催頻度	年間回数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ヘルパーが1日に複数回の定期訪問と、必要に応じ随時訪問を行う	3	4回/年	12回
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模なデイサービス	99	2回/年	210回
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象とするデイサービス	16	2回/年	28回
小規模多機能型居宅介護	1つの事業所で、通い（デイサービス）、訪問、宿泊の3つのサービスを柔軟に提供する	13	6回/年	78回
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症である高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活し、日常生活上の世話を受ける	22	6回/年	132回
地域密着型介護老人福祉施設	定員29名以下の特別養護老人ホーム	2	6回/年	12回
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能に訪問看護の機能を追加したもの	1	6回/年	6回

○災害時要援護者避難支援制度とは

災害が発生したときや災害のおそれがあるとき、自力で避難することが困難な方（要援護者）に対し、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けを地域が担うしくみです。市では、要援護者を支援する地域支援組織の立ち上げをお願いしています。

○地域支援組織

町会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、老人クラブなど、その地域の各団体単位の総意として、結成した組織です。すでに、地域支援組織のような町会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等が主導している組織があれば、改めて結成する必要はありません。共助の考えが前提となるため、地域支援組織が結成されなくては、支援者を決定できないため実施できません。

地域として、要援護者対策の重要性・必要性を感じ、その機運が高まった地域から実施することとなります。

○支援制度の流れ

- ①地域支援組織の立ち上げ
- ②支援希望者の募集
- ③災害時要援護者名簿の登録
- ④支援者の決定
- ⑤個別計画作成

（活動例）

◎平常時の対応 日頃からの声掛け・避難訓練の実施・市への報告

◎災害発生時の対応 情報伝達および安否確認、必要に応じ救護、避難誘導を行う。

※この制度は、あくまでも普段からの地域の助け合い（共助）によって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。災害は、いつどのような形で起こるかわかりません。また、支援する方が被害に遭われることもあります。よって、地域支援組織に登録し、避難支援プランを作成したからといって、必ず支援を受けられるとは限りません。また、支援する方が責任を負うものでもありません。支援を希望される方自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、普段から積極的に周囲の方とのコミュニケーションをとるように心がけましょう。

3-1 八王子市町会自治会連合会

■ 八王子市町会自治会連合会（町自連）とは

八王子市町会自治会連合会は、市内の町会・自治会で構成される連合組織です。地域住民と、行政や関係諸団体とのパイプ役として、より良いまちづくりに向けた活動を行っています。

また、各町会・自治会の相談に応える相談事業や各種研修会を開催し、町会・自治会相互の情報交換や交流など、地域の連携強化にも取り組んでいます。

■ 組織

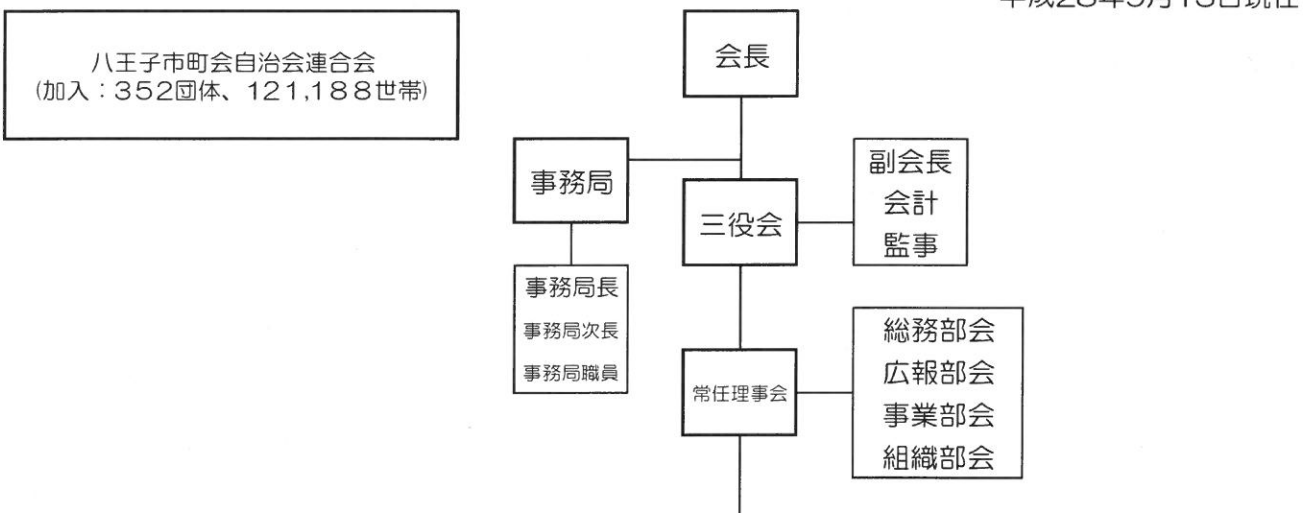
町自連では、市内23の地域に地区連合会を設けています。

各地区連合会の代表者が集まる常任理事会を毎月1回開催しており、運営に必要な事項等の審議を行うなど、組織運営上重要な役割を担っています。

また、毎年5月に行われる総会で、町自連の事業計画や予算は決まります。

「東京都町会連合会」「全国自治会連合会」にも加盟し、全国的な町会・自治会間の連携を進めています。

平成28年9月13日現在



常任理事会（23地区連合会）																						
中部	東部	元横	東南部	中央部	南部	西部第一	西部第二	西部第三	本町	中央	東北部	浅川	由木	鍮水尾根	横山南	横山北	元八	恩方	川口	加住	由井	北野
7	10	6	6	2	12	7	6	8	3	21	14	22	19	6	27	44	27	30	16	14	23	22

(数字は加入町会数)

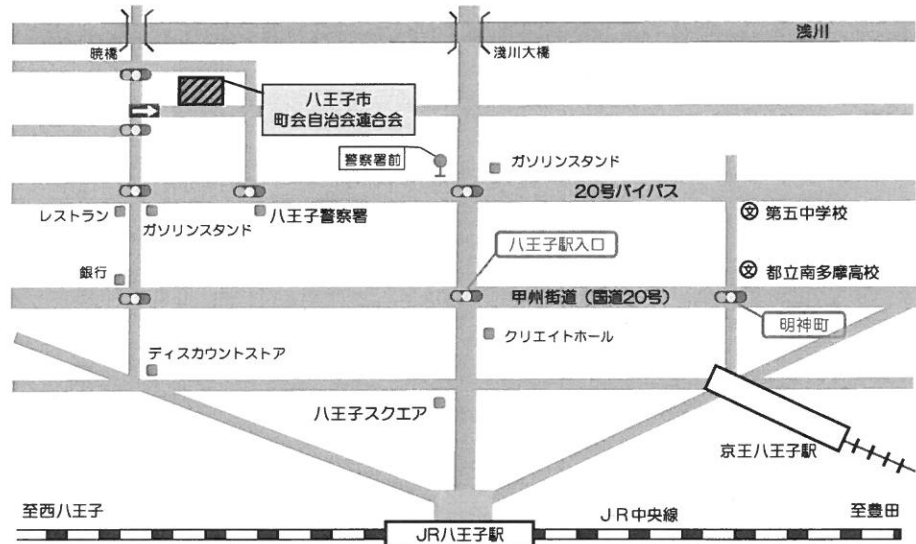
■ 事業

○相談事業

町会・自治会役員などからの地域の課題に関する相談を受けています。

- ◆受付日 月曜日～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）
- ◆受付時間 9:00～12:00 13:00～16:00
- ◆住所 八王子市元横山町1-29-3
- ◆電話 042-648-6110
- ◆アドレス chojiren@chojiren-hachioji.jp

町自連へのアクセス



○新任町会・自治会長役員研修

町自連では、新任町会・自治会長及び役員を対象とした研修会を市と連携して開催しています。

研修会では、町自連役員から、町会と連合会の役割説明、先進的な活動に取り組んでいる町会からの活動事例の紹介、行政から町会に関係する事業の具体的な説明等を行っています。

この研修では、町自連の役割、必要性等を伝えることで、八王子市の町会・自治会の活性化につなげていき、明るくて住みよいまちづくりを目指しています。

○自治会活動賠償責任保険

町会・自治会活動への参加中に発生する事故に対して、補償する保険です。

町自連として団体加入しており、町自連に加入している各町会は団体割引を受けることができます。

町自連

○町会・自治会設備整備支援

会議机や椅子、ホワイトボードなどの町会・自治会活動に必要な備品の整備を支援します。

受付は町自連になります。

毎年8月（予定）に要望を受付し、選考を行い、要望の翌年度に貸与されます。



○町自連研修会

日常の町会・自治会活動に役立つ知識を習得し、地域課題（防災・防犯等）の解決につなげることを目的に、毎年2月に町会長を始め役員等を対象とした研修会を開催しています。

○東京都による「地域の底力再生事業助成」

地域活動の担い手である町会・自治会が行う地域の課題を解決するための取り組み、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成を行うものです。

町自連では、助成金の申請に関する相談を行っています。

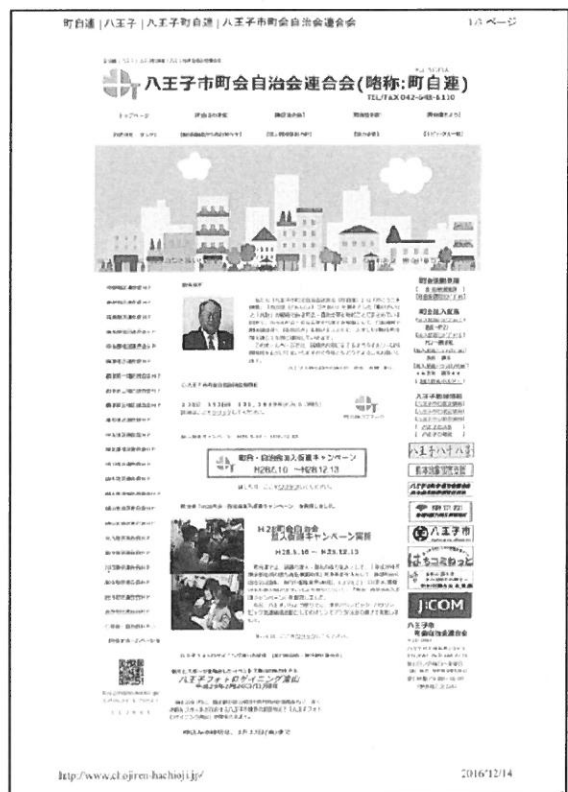
○広報事業

①町自連だよりの発行

年4回の発行で、部数12万5千部。
町自連の活動報告や市政情報、地域情報を掲載しています。

②ホームページ町自連

アドレス <http://www.chojiren-hachioji.jp/>
町自連の運営や地区連合会の活動などを紹介しています。



町会・自治会活動関係所管一覧

～市役所を利用して、地域活動に役立てよう～

町会・自治会活動に関わる所管の問い合わせ先一覧です。
お気軽にお問い合わせください。

■市役所担当課

部課名（施設名）	電話番号	問い合わせ内容	
八王子市役所	626-3111	市役所代表電話	
協働推進課	620-7401	集会施設整備補助金、公衆街路灯の補助金、地縁団体の認可など	
防犯課	620-7395	防犯パトロール用品の貸与など	
防災課	620-7207	自主防災組織の設立、防災資器材の助成など	
市民生活課	620-7227	市営霊園の管理、市民法律相談など	
福祉政策課	620-7241	避難行動支援制度（災害時要援護者避難支援制度）、AEDの貸出など	
高齢者いきいき課	620-7243	高齢者の活動支援、シニアクラブなど	
高齢者福祉課	620-7244	高齢者の相談、高齢者あんしん相談センターなど	
生活衛生課（保健所内）	645-5113	狂犬病予防、飼い主のいない猫対策、ペットに関する相談など	
児童青少年課	620-7435	青少年関連など	
水環境整備課	620-7291	水辺の水護り制度など	
ごみ減量対策課	620-7256	資源集団回収など	
戸吹清掃事業所	691-2891	浅川（南浅川）の北側地域	各該当地域におけるごみの収集や不法投棄の対策など
館清掃事業所	665-2531	浅川（南浅川）の南側地域	
南大沢清掃事業所	674-0551	市内多摩ニュータウン地域	
ごみ総合相談センター	0570-550-530 696-5377	ごみの出し方についての相談など	
公園課	620-7269	公園の維持管理、公園アドプト制度など	
路政課	620-7273	道路アドプト制度など	
補修センター	625-3526	市道に関するカーブミラー、街路樹、道路照明灯の維持管理など	

■その他団体など

団体名（施設名）	電話番号	問い合わせ内容
町会自治会連合会	648-6110	地区相互の情報交換、自治会活動賠償責任保険など
社会福祉協議会 地域福祉推進課 （ボランティアセンター）	648-5776	サロン活動支援、赤い羽根共同募金、地域ささえあい助成金など

町会・自治会運営 ハンドブック

平成29年1月改訂

編集・発行 八王子市町会自治会連合会 TEL042-648-6110
編集協力 八王子市市民活動推進部協働推進課 TEL042-620-7401

「平成27年度東京都地域の底力再生事業助成」対象事業